○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月二十三日及び同月二十六日（予備、同月二十四日、同月二十五日、同月二十七日及び同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十一隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月二十四日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(イ)　北緯三四度四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(ウ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度七分四八秒

(エ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

実施艦等　自衛艦五隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十九日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月二十四日（予備、同月二十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号　北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人　新潟県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	細野　優子、清水　茂子、中川　勝文
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年四月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号　北陸地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人　石川県建築住宅総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	木谷　哲朗
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年三月三十一日